



2021年2月26日

各 位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聡  
(コード番号：3696 東証一部)  
問合せ先 常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-5797-3347

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、2021年3月24日に開催予定の当社16期定時株主総会で承認されることを条件として、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 定款変更の理由

当社は、2021年2月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の任期の変更等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。また、今後の事業内容の多角化に備えるため、事業目的を追加するほか、形式面等の所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年3月24日(水) 予定
定款変更の効力発生日	2021年3月24日(水) 予定

以上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸</li> <li>2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>4. インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>5. 通信販売業</li> <li>6. 無形財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>7. 古物売買業</li> <li>8. 有料職業紹介事業</li> <li>9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</li> <li>10. <u>仮想通貨交換業</u></li> <li>11. <u>仮想通貨関連業務</u></li> <li>12. 各種事業への投資業務 (新 設)</li> <li>13. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～9. (現行どおり)</li> <li>10. <u>暗号資産交換業</u></li> <li>11. <u>暗号資産関連業務</u></li> <li>12. (現行どおり)</li> <li>13. <u>債権の買取り、管理回収業務及びその他金融サービス</u></li> <li>14. (現行どおり)</li> </ol>
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び<u>連結計算書類</u>に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名</u>を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(<u>監査役員の員数</u>) (<u>補欠監査役</u>)</p> <p>第32条 ～ 第35条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって</u>行う。</p> <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>) (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第41条 ～ 第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査役会は、会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第48条 ～ 第51条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>は、<u>その決議によって、監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって</u>行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条 ～ 第46条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除等の経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、取締役会の決議によって、2021年3月開催の当社の第16期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 2021年3月開催の当社の第16期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の規定による会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>